

○宮古島市公設市場条例施行規則

平成23年 1 月 5 日

規則第 3 号

改正 平成28年 3 月31日規則第27号

平成31年 3 月29日規則第 6 号

宮古島市公設市場条例施行規則（平成17年宮古島市規則第133号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宮古島市公設市場条例（平成23年宮古島市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入居申請）

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により宮古島市公設市場（以下「市場」という。）への入居許可を受けようとする者は、宮古島市公設市場入居申請書（様式第 1 号）を施設の管理者（市長、又は条例第18条の規定により指定管理者が管理する場合にあっては指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 入居者は、2名の連帯保証人を立てなければならない。ただし、管理者が特別な事情があると認めた入居者については、この限りでない。

3 前項に規定する連帯保証人は、市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居者と同等以上の収入を有する者で、管理者が適当と認めたものでなければならない。

4 入居者は、管理者が必要と認めて連帯保証人の変更を求めたときは、別に連帯保証人を立てなければならない。

5 入居者は、その連帯保証人が氏名、住所、職業及び第 2 項に定める事項に変更を生じたとき又は死亡したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

（入居期間の更新）

第 3 条 条例第 5 条第 2 項ただし書により入居期間を更新しようとする者は、入居期間満了10日前までに宮古島市公設市場入居更新申請書（様式第 2 号）を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

(入居許可)

第4条 管理者は、前2条の規定により入居を許可したときは、宮古島市公設市場入居許可証（様式第3号）を申請者に交付する。

(誓約書)

第5条 申請者は入居許可を受けたときは、直ちに誓約書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

(変更願)

第6条 この規則に定める申請書又は書類等の記載事項に変更があったときは、入居者は直ちに宮古島市公設市場入居関係書類記載事項変更願（様式第5号）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(入居場所の指定)

第7条 入居場所及び入居面積は管理者が指定するものとし、入居場所番号及び区画については、別に要綱で定める。

(開業)

第8条 市場の入居許可を受けた者は、許可の日から7日以内に開業しなければならない。ただし、あらかじめ管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(管理経費)

第9条 条例第7条第2項に規定する管理経費の額は、本館は1平方メートルあたり月額200円、別館は1平方メートルあたり100円とする。

(原状変更)

第10条 条例第10条の規定により入居場所の原状を変更しようとするときは、宮古島市公設市場原状変更願（様式第6号）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(返還)

第11条 条例第17条の規定により入居場所を返還しようとするときは、2ヶ月前までに宮古島市公設市場返還届（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

(入居者の心得)

第12条 入居者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、別に管理者が定め

る入居者心得を守らなければならない。

(商品保管)

第13条 入居者の商品については、管理者は一切保管の責めを負わない。

(市場検査員証)

第14条 条例第9条第2項に規定する証票は、様式第8号とする。

(指定管理者の募集等)

第15条 市長は、条例第18条の規定により指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を募集する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 条例第20条の規定による申請の資格及び方法
- (5) 条例第21条の規定による選定の基準
- (6) 利用料に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定申請書の様式等)

第16条 条例第20条に規定する申請書は、宮古島市公設市場指定管理者指定申請書（様式第9号）とする。

(選定結果の通知)

第17条 市長は、条例第21条の規定により指定管理者の候補者を選定した場合は、法人等に対し、宮古島市公設市場指定管理者候補者選定結果通知書（様式第10号）により通知する。

(再度の選定)

第18条 市長は、前条の通知をした後、条例第21条において選定した指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事態が生じたときは、その選定を取り消し、条例第20条の規定により申請したもの（当該候補者を除く。）の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、前項の規定により選定を取り消すときは、当該指定管理者の候補

者に対し、宮古島市公設市場指定管理者候補者選定取消通知書（様式第11号）により通知する。

- 3 市長は、第1項の規定により再度の選定を行ったときは、新たに選定された指定管理者の候補者に対し、宮古島市公設市場指定管理者候補者再選定結果通知書（様式第12号）により通知する。

（募集によらない指定管理者の候補者の選定等）

第19条 市長は、条例第1条の規定による施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できる場合は、第16条の規定によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体又はその他法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、条例第21条の規定を準用する。

（指定管理者の指定）

第20条 市長は、指定管理者を指定したときは、条例第23条の規定による告示後、速やかに指定管理者に対し宮古島市公設市場指定管理者指定書（様式第13号）を交付する。

（協定の締結）

第21条 指定管理者は、市長と施設管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の規定による協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の様式)

第22条 条例第25条に規定する事業報告書は、宮古島市公設市場指定管理者事業報告書(様式第14号)によるものとする。

(指定の取消し等)

第23条 市長は、条例第22条第1項の決定を命ずるときは、宮古島市公設市場指定管理者指定取消等命令書(様式第15号)により行う。

(営業時間の変更)

第24条 指定管理者は、条例第4条に定めた営業時間の変更を行うときは、宮古島市公設市場営業時間変更承認申請書(様式第16号)により市長の承認を受けなければならない。

(平31規則6・一部改正)

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第27号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第6号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

		年	月	日
宮古島市公設市場管理者 様				
				申請者
				住所
				氏名 ㊟
宮古島市公設市場入居申請書				
宮古島市公設市場条例により次のとおり市場に入居したいので関係書類を添えて申請 します。				
記				
1	市場名	市場		
2	入居場所番号			
3	入居目的			
4	添付書類			
	(1) 住民票			
	(2) 印鑑証明書			
	(3) 資産証明書			
	(4) 納税証明書			
5	連帯保証人			
	(1) 住所	氏名	㊟	
	(2) 住所	氏名	㊟	
※連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。				

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

宮古島市公設市場管理者 様

申請者

住所

氏名



宮古島市公設市場入居更新申請書

宮古島市公設市場条例により次のとおり市場の入居期間を更新したいので関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-----------|-------|
| 1 市場名 | 市場 |
| 2 入居許可番号 | 第 号 |
| 3 入居場所番号 | 第 号 |
| 4 入居許可年月日 | 年 月 日 |
| 5 入居目的 | |

添付書類

- (1) 納税証明書

様式第3号(第4条関係)

宮古島市公設市場入居許可証

- 1 市場名 市場
- 2 入居許可番号 第 号
- 3 入居場所番号 第 号
- 4 入居期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 入居目的
- 6 使用料 円
- 7 管理経費 円
- 8 店舗内の電気、水道料は入居者の負担とする。

住所

氏名

上記のとおり入居を許可します。

年 月 日

宮古島市公設市場管理者



心得

- 1 入居場所及びその前の通路の清掃は各自の責任において行うこと。
- 2 共用のごみ置き場は、入居者が協力して清潔さを保つよう努めること。
- 3 各自の商品や備品の管理については各自の責任において対処すること。

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

宮古島市公設市場管理者 様

住所

氏名



誓約書

年 月 日付け入居許可番号第 号により宮古島市公設市場(入居場所
番号第 号)の入居を許可されたので、宮古島市公設市場条例、規則その他の指示をか
たく守り決して貴職に対しご迷惑をかける行為をいたしません。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

宮古島市公設市場管理者 様

申請者

住所

氏名



宮古島市公設市場入居関係書類記載事項変更願

下記のとおり記載事項に変更があったので、承認して下さるようお願いします。

記

- | | |
|-----------|-------|
| 1 市場名 | 市場 |
| 2 入居許可番号 | 第 号 |
| 3 入居場所番号 | 第 号 |
| 4 入居許可年月日 | 年 月 日 |
| 5 関係書類 | |
| 6 変更事項 | |
| 新 | |
| 旧 | |
| 7 変更理由 | |

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

宮古島市公設市場管理者 様

使用者

住所

氏名



宮古島市公設市場原状変更願

下記のとおり
す。

をしたいと思いますので許可して下さるようお願いしま

記

- | | | |
|---|---------|-------|
| 1 | 市場名 | 市場 |
| 2 | 入居許可番号 | 第 号 |
| 3 | 入居場所番号 | 第 号 |
| 4 | 入居許可年月日 | 年 月 日 |
| 5 | 原状変更の内容 | |
| 6 | 原状変更の理由 | |

添付書類

- (1) 仕様書
- (2) 図面

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

宮古島市公設市場管理者 様

届出人

住所

氏名



宮古島市公設市場返還届

下記のとおり入居場所を返還したいのでお届けします。

記

- | | |
|-----------|-------|
| 1 市場名 | 市場 |
| 2 入居許可番号 | 第 号 |
| 3 入居場所番号 | 第 号 |
| 4 入居許可年月日 | 年 月 日 |
| 5 返還年月日 | 年 月 日 |
| 6 返還理由 | |

様式第8号(第14条関係)

市場検査員証		第	号
職氏名			
		年	月 日生
交付	年	月	日
宮古島市長			印
<p>宮古島市公設市場条例(抜すい) (立入検査等) 第9条 市長は、市場の管理上必要があると認めるときは、職員をして市場内に立ち入らせ、必要な検査又は調査を行わせることができる。</p>			

様式第9号(第16条関係)

年 月 日
<p>宮古島市公設市場指定管理者指定申請書</p> <p>宮古島市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 団体名 (ふりがな) 代表者氏名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>宮古島市公設市場条例第20条の規定により、次のとおり申請します。</p>
1 指定を受けようとする公の施設
2 申請者の区分
<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 法人以外の団体
<p>3 添付書類</p> <p>(1) 申請資格に関する書面</p> <p><input type="checkbox"/> 登記簿謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 代表者の身分証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面</p> <p><input type="checkbox"/> 国税及び地方税の納税証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書</p> <p>(2) 施設の管理に係る収支予算書</p> <p><input type="checkbox"/> 宮古島市公設市場の管理に係る収支予算書</p> <p>(3) 法人等の経営状況を証明する書面</p> <p><input type="checkbox"/> 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面</p> <p><input type="checkbox"/> 前事業年度の貸借対照表等</p> <p><input type="checkbox"/> 前事業年度の財産目録等</p> <p><input type="checkbox"/> 事業年度の収支予算書</p> <p><input type="checkbox"/> 事業年度の事業計画書</p> <p><input type="checkbox"/> 事業報告書</p> <p><input type="checkbox"/> 法人等の役員名簿</p> <p><input type="checkbox"/> 組織に関する事項について記載した書面</p> <p><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書面</p>

(注) 1 のある欄は、該当する事項の内に㊟印を記入してください。

2 「上記3 添付書類 (1) 申請資格に関する書面」は、法人にあつては代表者の身分証明書、法人以外の団体にあつては登記簿謄本の提出を要しない。

様式第10号(第17条関係)

第 年 月 日	
様	
宮古島市長 印	
宮古島市公設市場指定管理者候補者選定結果通知書	
年 月 日付で申請のありました指定管理者の候補者の選定については、宮古島市公設市場条例第21条により、次のとおり決定しましたので通知します。	
公の施設の名称	
公の施設の所在地	
選定した法人等	
選定した理由	

様式第11号(第18条関係)

第 年 月 日 号	
様	
宮古島市長 印	
宮古島市公設市場指定管理者候補者選定取消通知書	
宮古島市公設市場条例施行規則第18条により、次のとおり決定しましたので通知します。	
決定の内容	
上記を決定した理由	
備考	
(教示)	
1 この決定に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に宮古島市長に対して審査請求をすることができます。	
2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮古島市を被告として(訴訟において宮古島市を代表する者は宮古島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

様式第12号(第18条関係)

第 号 年 月 日	
様	
宮古島市長 印	
宮古島市公設市場指定管理者候補者再選定結果通知書	
年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の再度の選定については、宮古島市公設市場条例施行規則第18条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。	
公の施設の名称	
公の施設の所在地	
再選定した法人等	
再選定した理由	

様式第13号(第20条関係)

宮古島市指令第 号 年 月 日	
法人等の名称 代表者氏名	様
宮古島市長	
印	
宮古島市公設市場指定管理者指定書	
宮古島市公設市場条例第21条の規定により、次のとおり指定管理者に指定する。	
管理する施設の名称	
管理する施設の所在地	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

様式第14号(第22条関係)

年 月 日

宮古島市公設市場指定管理者事業報告書

宮古島市長様

申請者

住 所

団体名

(ふりがな)

代表者氏名



電話番号

宮古島市公設市場条例第25条の規定により、 年度の事業について、次のとおり報告します。

1 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 公の施設の名称

3 管理業務の実施状況及び使用状況

4 利用料の収入の実績

5 管理に係る経費の収支状況

収入

(単位：円)

項目	金額	内訳	備考
合計			

支出

(単位：円)

項目	金額	内訳	備考
合計			

6 その他特記すべき事項

--

様式第15号(第23条関係)

宮古島市指令第 号			
年 月 日			
様			
宮古島市長 印			
宮古島市公設市場指定管理者指定取消等命令書			
宮古島市公設市場条例第22条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。			
決定の内容	<input type="checkbox"/> 指定の取消し		
	<input type="checkbox"/> 管理業務の全部停止	期間	年 月 日から
	<input type="checkbox"/> 管理業務の一部停止		年 月 日まで
上記の決定をした理由			
備考			
<p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に宮古島市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮古島市を被告として(訴訟において宮古島市を代表する者は宮古島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			

様式第 16 号(第 24 条関係)

年 月 日

宮古島市公設市場営業時間変更承認申請書

宮古島市長様

申請者
住 所
団体名
(ふりがな)
代表者氏名
電話番号



宮古島市公設市場条例施行規則第24条の規定により、次のとおり変更したいので申請します。

変更の内容	営業時間の変更	
	変更後	変更前
変更の理由		
備考		

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第14条関係）

様式第9号（第16条関係）

様式第10号（第17条関係）

様式第11号（第18条関係）

（平28規則27・一部改正）

様式第12号（第18条関係）

様式第13号（第20条関係）

様式第14号（第22条関係）

様式第15号（第23条関係）

（平28規則27・一部改正）

様式第16号（第24条関係）

（平31規則6・追加）